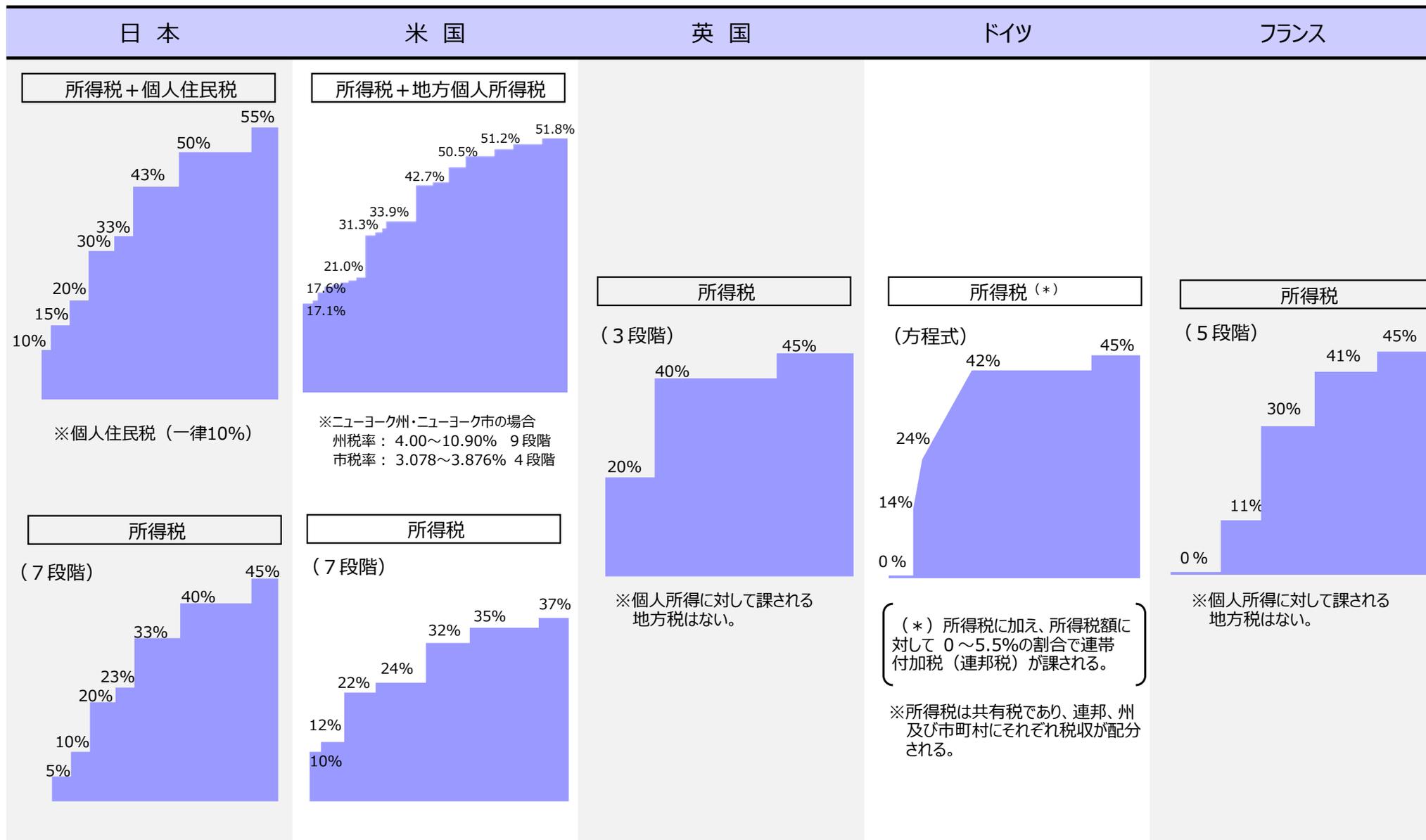


主要国における個人所得課税の税率構造の比較（イメージ）

（2024年1月現在）



（注1）比較の観点から、各国の社会保障に関する税及び保険料は含めていない。

（注2）日本については、2013年（平成25年）1月から2037年（令和19年）12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

（注3）ドイツの連帯付加税については、単身者の場合、所得税額18,130ユーロ以下：0%、18,130ユーロ超～33,710ユーロ以下：所得税額と18,130ユーロとの差分に11.9%、33,710ユーロ超：所得税額全部に5.5%という形で計算され、税額が逦増するように設計されている。

（注4）フランスでは、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値（単身者：25万ユーロ、二人以上の世帯：50万ユーロ）を超える場合、その超過分に対して、追加で3～4%の税が課される。